

2020年5月6日

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告

NPO 法人オアシス HOKKAIDO

市民への説明の要請について

報告を求める事項

- ア 行政処分内容及び受けた処分内容は指定の全部の効力停止6か月である。
- イ 行政処分に至った経緯は、事業所を利用していないのに給付費を請求したことにある。
- ウ 行政処分を受ける理由となった事業に関する法人運営上の問題点として、虚偽意識の欠落などの運営管理上の問題点があった。
- エ 法会順守の屋為に必要な法人運営の改善点及び改善実行計画については、説明の実施方法として、当法人事務所において、誰でも閲覧できる体制を整えておく。また、当事業所においては、運営上の人員の減少による経済的理由及び職員確保の困難と併せ、その責任を真摯に受け止めて2020年4月末をもって当該就労事業を廃止した。

## 法会遵守の為に必要な法人運営策の改善点及び改善実行計画

先般、当法人は特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告として、下記内容について2020年5月6日に市民への説明の要請を行った。

### 市民への説明の要請について

#### 報告内容

- ア 行政処分内容及び受けた処分の内容は指定の全部の効力停止6か月である。
- イ 行政処分に至った経緯は、事業所を利用していないのに給付費を請求したことにある。
- ウ 行政処分を受ける理由となった事業に関する法人運営上の問題点として、選任委員の欠落などの運営管理上の問題点があった。
- エ 法会遵守の為に必要な法人運営策の改善点及び改善実行計画については、説明の実施方法として、当法人事務所において、誰でも閲覧できる体制を整えておく。また、当事業所においては、運営上の人員の減少による経済的理由及び職員確保の困難と併せ、その責任を真摯に受け止めて2020年4月末をもって当該就労事業を廃止した。